

団結まつり

六孫王神社
11月23日(金)
午前10時～

アドバイス

労働相談ホットライン
0120-378-060

秘密厳守
相談無料

第167号
2018年11月1日
発行責任者 稲村
編集責任者 森下
連絡先 -075-811-6770

★相談事例①：★
(男性・マスコミ映
像関係・非正規)
華やかなテレビ局の
華台裏で

大学卒業後に多数のキー局の番組製作会社に採用されたBさん。企画推進室で番組の製作会議に出席したり、ディレクターの仕事をしていました。担当している番組は大物芸能人が出演して採用されています。非正規で、来年に正社員に登用試験があるので期待しています。しかし、仕事が未熟なことで失敗も有ります。失職すると上司からパワハラ的な言動が続く、体調を壊して8月下旬に有休を取りました。仕事に復帰するに際して在宅勤務を希望したが叶えられず、通常の仕事も大した仕事を与えられず窓際的な打撃に精神的な打撃に会社不信を抱いた。退職願を出したが、母が会社と話し合おうと社から一産業医の診察を受けるまで師の判断が傷病手当を1年半受給でき

★相談事例②：★
(男性・旅館業・正社員)
家族の感染症で自宅
待機の場合は

精神的な打撃を受けている人が職場環境の改善と周囲の理解がない限り復職の可能性があるが有りません。とりあえず傷病手当を受給して休養の準備をしながら次のハラの証拠があるなら労働局の斡旋を受ける事も可能です。東京労働相談センターに連絡して下さい。



同居家族がノロウイルスに感染し、勤務先から自宅待機を命じられました。1ヶ月を超えた事になるので賃金カット・有休消化とされているが、有休も限界にきています。ポリーナスや定昇にも影響が及ぼしそうなので困っています。

★相談事例③：★
(女性・冠婚葬祭・非正規)
不利益変更のうえ
退職勧奨

採用時に年齢制限がある会社に花飾りの経験を買ったFさん。週3回の勤務ですが、店長から「花の扱いが悪い」「仕事が雑」「花飾りの仕事はさせない」とパワハラを受け、10月26日に「10月末で辞めたい」と言われました。花飾りの経験で年齢制限を受けずに採用されたのに、店長に意見を言うのが気が食わないので10月からシフト

★相談事例④：★
(女性・サービス業・非正規)
二重三重の違法行為

ある工場に週4日、1日6時間勤務で採用された35歳のFさん。これまで雇用保険は未加入にされています。加入にされていないので、有休も昨年からの日です。勤続8年10日です。

10月の相談活動の特徴(新規)
センター発足以来の相談件数は1万692件になりました。

項目	件数	当月比率
面談	3	7.5%
電話	35	87.5%
メール	1	2.5%
FAX他	1	2.5%
合計	40	100%
項目	件数	当月比率
解雇	2	5.0%
退職強要・勸奨	5	12.5%
賃金・残業代未払い	4	10.0%
労働契約違反	5	12.5%
社会・雇用保険	3	7.5%
配転・出向・転籍	1	2.5%
労働条件切り下げ	6	15.0%
労働時間・休暇	2	5.0%
セクハラ・いじめ問題	5	12.5%
メンタル不全・疾患	0	0%
倒産・工場移転	0	0%
労災・職業病	0	0%
組合加入・結成	1	2.5%
その他	6	15.0%
不明	0	0%
合計	40	100%

項目	件数	当月比率
男性	20	50%
女性	20	50%
不明	0	0%
合計	40	100%

組織拡大
全国一般 2名
医労連 1名

★相談事例④：★
(女性・サービス業・非正規)
二重三重の違法行為
ある工場に週4日、1日6時間勤務で採用された35歳のFさん。これまで雇用保険は未加入にされています。加入にされていないので、有休も昨年からの日です。勤続8年10日です。



しかも、有休時の賃金は6割、正社員でも7割になってい
ま雇用保険に加入し
たいのですが、65歳
以上でも加入できま
すか。時給は875
円です。

アドバイス

雇用保険加入条件を満たしているのに35年間も未加入にして被保険者の資格が確認できた日から2年間に遡及できま
す。29年に法律が改正されて65歳以上でも加入出来るようになりまし
た。2年間の遡及と継続加入になるのか、ハローワークと相談して下さい。
有休時の賃金が6割、7割しか保証されないのは違法です。
有休日数は週4日勤務で15日、週5日のフルタイムで20日あります。
10月1日から最賃が882円になりました。違法なことは個人で監督署に申告できますが、三重の法違反がある

職場なので、不満を抱いて仲間と労働組合に加入する事で労働条件を改善することが出来ます。

**★相談事例⑤：★
(女性・製造業・技能研修)
メー
ル相談**

技能研修で労基法違反と人権侵害

4月から金属製品製造業の会社に勤務しているベトナム人女性にはあまりにも酷い労働条件に悩んでいます。彼女の労働実態は①長時間労働の連続です。毎日朝7時30分に出社、夕7時30分に出社、タイムカードを8時30分に打刻し、夜8時過ぎまで働いてます。休日は日曜日と月1回の土曜日が休みです。②給与に残業は全く反映されません。残業代なしです。③プライベートルームを上司から質問されます。例えば、彼は居るか？いつから付き合っている？きつかけは？どんな彼女だ？前の彼は居たのか？別れた理由は？休みに外出する場合は、どこに行くのか？だれと会うのか？等々です。



彼女は個人でアパートに住んでいます。他のベトナム人女性達は、会社の寮に住み、社長が勝手にカギを開けて部屋の検査に立ち入ったりします。

④給与は、入社面接時に月24万円と言っていたのが、実際は23万円です。しかも残業代が含まれていないと後で言われたのです。毎日12時間も会社が働くこと自体が週60時間も働いています。勿論、就業規則は見ることがあります。

ベトナム人女性を雇い、外部社会から隔離し、就労ビザが無いと日本に居れない弱みに付け込んだいどいどい労働環境を強私してしまっています。私は体に変調をきたし、体重がどんどん減り、過去最低の体重になってしまいました。急に涙が出て、止まらなくなったりしている状況です。会社の上司にプライベートなことを聞かれても、すらすらかけてしまふような精神状態です。朝から晩まで、ただひたすら考えることとなく、見積書の入力や、思考能力が停滞し、機械に成り切ろうとする自分がおりに、帰宅し急にならなくなりました。

する精神状態に追い込まれてしまうと会社を辞めようと思いますが、社長が怖くて言い出せません。

アドバイス

あまりにも酷い外国人労働者の実態が社会問題になり、2010年から労働基準法が適用されるようになりまし
た。相談内容の長時間労働と残業代未払いの件は、固定残業代の金額を知る必要がありませんが、恐らく固定残業代を超えている労働時間になっていると考えられ、残業代未払いに該当し、違法です。
しかも、プライベートまで立ち入るセクハラです。残業代未払いが個人で監督署に申告できませんが、根本的な改善するには労働組合が必要
です。組合を紹介し
ます。
※社長に退職の意向を伝えるが、その時に組合に相談すると連絡がありました。

**★相談事例⑥：★
(女性・寮母・非正規)**

どちらの最賃が適用されるのか

大手の会社の社員寮に1年契約で半年前に採用されたKさん。



6時から22時までの勤務時間で、会社は断続的労働の許可を得ています。しかし、賃金が採用された奈良県の最低賃金で計算されています。労働条件も契約書にない清掃の仕事をさせられています。事務作業も多くあります。京都で一番大きい社員寮です。上司に何回も改善を訴えたが天下りの人で何も改善しない。

アドバイス

本社は奈良県(最低賃金811円)で、事業場が奈良と京都府に(最低賃金882円)複数存在する場合は、奈良県の事業場で働く労働者には奈良県の最低賃金が適用されますが、京都府の事業場で働く労働者には京都府の最賃が適用されます。

ただしその名称に関わらず、各勤務地



に事業場としての独立した機能がなく、指揮命令等の管理が本社等で行われているような場合は、所属先(本拠地)は本社等にあるものと見做し、所属先の地域別最低賃金が適用されます。
本会社が京都府にある場合、勤務地が奈良県の労働者には奈良県と京都府の最低賃金の適用をうけることになりまし
ます。上記の最低賃金法第6条に従い、最低賃金が高い京都府で適用をうけることになりまし
ます。
相談のケースは、学生寮が事業所として該当するか、独立した機能がなく、独立により判断されま
す。「寮の母は独立した機能がなく、事業所に該当しない」、京都・奈良両監督署の見解です。

安倍9条改憲NO! 憲法を生かそう
3000万人署名を進めよう!!